

「令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託」(再公示)に関する質問と回答

	資料名等	質 問	回 答
1	【募集要領】 P.3_7.審査のための提出書類_①③	「企画提案者が保証金の供託を行っていること又は保証金の全部若しくは一部の供託をしないことができることを証明する書類の写し」として提出する書類は、別添の金融庁別紙様式「保険会社等に関する各種様式／保険仲立人関係第 20 号」により提出させていただくことでよろしいでしょうか。 2025/9/22	「保証金の一部の供託をしないこととすることの証明書」については、ご提示の様式による提出で差し支えありません。 なお、当該様式による証明は保証金の「一部」ですので、残りの保証金について供託を行っていることの証明書を併せて提出してください。 2025/9/24
2	【募集要領】 P.3_7.審査のための提出書類_①⑤	「配置予定の主担当者及び副担当者について、企画提案者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料(健康保険被保険者証、…中略…等)の写し」について、企画提案者が提出可能な在籍証明書あるいは就業証明書等のような書類で代替することをお認めいただくことは可能でしょうか。 2025/9/22	「配置予定の主担当者及び副担当者について、企画提案者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料の写し」について、企画提案者自身にて作成する資料による代替はできません。 募集要領に例示した資料(健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 等の写し)を提出してください。 2025/9/24
3	【様式 2】 P.1_1.事業者の概要及び各種実績_企画提案時における事業者の損害保険仲立人有資格者数	「企画提案時の有資格者数」とのことですが、「様式1_企画提案書」に記載する提出日付けの人数でよろしいでしょうか。 2025/9/22	ご認識のとおりです。 2025/9/24
4	【保険媒介委託契約書(案)】 P.5_第 20 条(著作権等の譲渡等)	本条では、保険仲立人の媒介業務の過程で生じた著作物に係る著作権を含む一切の知的財産権及び所有権を貴振興会へ譲渡する規定になっておりますが、別途協議可能な規定に変更の協議をいただく余地は一切ないと理解してよろしいでしょうか。 2025/9/22	企画提案書特定後に、協議可能といたします。 2025/9/24
5	【募集要領】 P.3_7.審査のための提出書類_①③	「企画提案者が保証金の供託を行っていること又は保証金の全部若しくは一部の供託をしないことができることを証明する書類の写し」として提出する書類は、保険仲立人からの申請手続きに対し、別添の金融庁別紙様式「保険会社等に関する各種様式／保険仲立人関係第 20 号」により内閣総理大臣により承認されるものです。 したがって審査のための提出書類は、当該様式第 20号の写しをもって完結できるという理解でよろしいでしょうか。 2025/9/24	No.1の回答を参照してください。 法令の規定により供託しなければならない保証金の額の全部について、証明できる書類の写しを提出してください。ご提示の様式により証明できる場合は、ご提示の様式の写しのみで差し支えありません。 なお、提出書類について補足事項がある場合は、書面により併せて提出してください。 2025/9/25